

議案第 35 号

三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

三次市工場等設置奨励条例（平成 16 年三次市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 工場等設置奨励金は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 工場等の新設をする場合にあっては、当該工場等に対する新たな投下固定資産総額が 1 億円以上であり、かつ、操業を開始する日において新規雇用労働者が 5 人以上であり、原則としてこの水準を維持すること。
 - (2) 工場等を増設する場合にあっては、当該工場等に対する新たな投下固定資産総額が 1 億円以上であり、増設前の雇用労働者数を増設後も原則として維持すること。

第 4 条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 1 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項第 1 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 雇用奨励金は、次の各号に掲げる基準のすべての要件に該当する者であること。

- (1) 工場等を設置し、又は増設する場合にあっては、当該工場等に対する新たな投下固定資産総額が、1億円以上であること。
- (2) 工場等の新設又は増設に伴い、操業を開始する日において、新規雇用労働者が5人以上であり、原則としてこの水準を維持すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。